

**2019年地方カート選手権統一規則**  
**FS-125部門**

本選手権競技会は、一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という）の公認のもとにFIA国際モータースポーツ競技規則／国際カート規則およびその付則に準拠したJAF国内競技規則／JAF国内カート競技規則およびその付則、2019年（以下「当該年」という。）日本カート選手権規定、本統一規則、および競技会特別規則に従って開催される。

**第1章 競技会開催に関する事項**

**第1条～第4条** (略)

**第5条 競技の種別、区分と格式**

1. (略)
2. 区分：フォーミュラスーパー125 (FS-125) 部門
3. (略)

**第6条 公式通知に関する規定** (略)

1. 開催期日の前日まで競技会事務局内または大会公式ウェブサイト等に提示されるとともにエントリー申込書に記入してあるエントラントの連絡先に送付または通知する。
2. (略)

**第7条～第8条** (略)

**第2章 競技会参加に関する事項**

**第9条 エントリーの受付**

1. エントリーの受付期間
  - 1) (略)
  - 2) エントリーの受付  
上記1)の期間、特別規則に従いエントリーの受付を行う。  
ただし、郵送の場合は書留にて上記受付期間内の消印有効とする。
  - 3) 受理または拒否の通知  
 競技会開催日の2週間前から開催当日を除き7日前までに、特別規則に従い発送または通知する。
2. ～3. (略)
4. エントリーする際に必要なもの
  - 1) ～5) (略)
  - 6) その他、詳細は特別規則に示す。

**第10条～第12条** (略)

**第13条 エントリーの資格**

1. (略)

2. ドライバーの出場資格：(略)
  - 1) ～2) (略)

**第14条 エントリーの受理と拒否**

1. (略)
2. エントリーの正式受理または拒否通知は、本統一規則第9条1. 3)に示す。
3. (略)

**第15条 シャシー、エンジンおよびタイヤの登録** (略)

シャシー	(略)
エンジン	
タイヤ	

**第3章 エンジンおよびカートに関する事項**

**第16条 エンジン**

1. エンジン
  - 1) FS-125部門：(略)
2. (略)
3. 封印（マーキング）(略)
  - 1) FS-125部門 (略)
4. (略)

**第17条 カート** (略)

1. FS-125部門で使用するシャシーは、CIK-FIA公認またはJAF公認を取得している製造者によって製造されたものとする。また、車検においてJAF指定の封印が実施される。但し、公式練習開始時間前までは、技術委員長承認のもとにシャシーの封印の解除、および再登録、再封印が認められる。
  2. (略)
  3. (略)
- |     |            |      |
|-----|------------|------|
| 部門  | ナンバープレートの色 | 文字の色 |
| (略) |            |      |
4. ～5. (略)
  6. チェーンガードは必備としその取り付け方および形状については「JAF国内カート競技車両規則」第12条による。
    - 1) ～2) (略)
    - 3) 車両側方より見てエンジン側スプロケットが見えない状態であること。
    - 4) 露出しているチェーンとスプロケットの上部と両側の有効な防護物を構成しており、少なくともリアアクスルの水平面下面まで伸びていることが推奨される。
  7. (略)
  8. 排気装置については「JAF国内カート競技車両規則」第22条による。

9. (略)  
 10. (略)  
 ●FS-125部門：(略)  
 ●セット数  
 1)～3) (略)  
 4) (略)

部門	色
(略)	

11.～13. (略)

### 第18条 ボディワーク (略)

1. (略)  
 2. FS-125部門の車両は、2015-2020のCIK-FIA公認フロントフェアリング取付キットの使用が義務付けられる。  
 3. リアプロテクションの取り付け方については「JAF国内カート競技車両規則」第7条による。

### 第19条 重量 (略)

部門	最低重量
(略)	

(略)

### 第20条 (略)

### 第21条 車両検査

- 1.～3. (略)  
 4. ドライバーの服装に関しては「カート競技会参加に関する規定」第11条を適用する。また、車両検査時においては、技術委員の点検を受けるものとする。レーシングスーツは皮製またはCIK-FIA公認またはJAF公認のものとする。  
また、ヘルメットはCIK技術規則(Article3 Karting and Equipment Safety 3.2)Equipment Safety)に従ったものとする。  
 5.～7. (略)

## 第4章 競技に関する事項

### 第22条 ブリーフィング (略)

すべてのエントラントおよびドライバーはブリーフィングに出席し、かつ出席表に署名もしくはオーガナイザーが示す方法で出席の確認を受けなければならない。(略)

### 第23条～第25条 (略)

### 第26条 予選ヒート

1. 予選ヒートのグリッドポジション  
 1) (略)

- 2) ケースB：  
 タイムトライアルでグループ分け(2組)があり、一方の組の最速タイムと別の組の最速タイムの差が101%を超えない場合、出走したグループに関わらず、各ドライバーが記録した最速タイムの順番による。

- 3) ケースC：  
 タイムトライアルでグループ分け(2組)があり、一方の組の最速タイムと別の組の最速タイムの差が101%を超える場合、1位は第1組の最速タイム(総合最速タイム)とし、2位は第2組の最速タイム、3位は第1組で2番目に速いタイム、4位は第2組で2番目に速いタイム、5位は第1組で3番目に速いタイム、以下同様に決定する。

- 4) (略)  
 2. 予選のグループ分けと決勝出場者の決定

- 1) ケースA：  
 出場台数が当該競技開催コースの最大出走台数以内の場合、グループ分けは行わず、各ドライバーが達成した予選結果に基づき決勝出場者を決定する。

- 2) ケースB：  
 当該競技開催コースの最大出走台数を超える出場台数があった場合は、予選を2グループ以上に分けて予選ヒートを行う。2グループに分ける場合は、Aグループをタイムトライアル奇数順位、Bグループを偶数順位とし、各グループ予選の結果、両グループのポイントの少ない順に下表の通り決勝出場者を決定し、これ以下の者は予選落ちとなる。(略)

3. ヒートポイント  
予選ヒートでは、以下の通りポイントが付与される。  
 1) 1位は0点、2位は2点、3位は3点、以後同様に1順位増加に応じて1点増加。

- 2) 不出走者  
不出走者は最下位の順位となる。ポイントも最下位のポイント(何名いても)となる(Aグループのグリッド数に準ずる)。

- 3) 予選ヒート失格者  
予選ヒート失格者は最下位より1位下の順位となる。ポイントも最下位より1つ下のポイント(何名いても)となる(Aグループのグリッド数に準ずる)。

- 4.～5. (略)

### 第27条 セカンドチャンスヒート

1. セカンドチャンスヒートの出場資格  
 前条2. 2)の予選ヒートを通過しなかった者は、予選ヒートのポイントの少ない順に下表の通りセカンドチャンスヒートに出場し、当該競技開催コースの最大出走台数に応じて決勝に出場する資格を得ることができる。  
 (略)

2. (略)

## 第28条 決勝

### 1. 決勝の出場資格とグリッドポジション

#### 1) ケースA :

- (1) (略)
- (2) グリッドポジションは、予選の成績による。

#### 2) ケースB :

- (1) (略)
- (2) グリッドポジションは、予選でのポイントの少ない順とし、同ポイントの場合はタイムトライアルの成績による。 (略)

2. 決勝は着順に基づき、ペナルティ等を考慮したうえで最終順位が決定される。

3. (略)

## 第29条 スタート進行 (略)

1. (略)

2. (略)

#### 1) ~ 4) (略)

5) 「1min」ボードが示される時点で、ピット要員は当該エリアから離れなければならない。また「1min」ボードが示された時点からフォーメーションラップ開始時までの間であればいつでも、ドライバーはエンジンを始動することができる。

「1min」ボード提示後は、ピット要員による援助は一切認められない。

#### 6) ~ 8) (略)

3. フォーメーションラップの周回数は、ブリーフィングの際に示される。ブリーフィングで行われた指示に基づき、スタートが合図される前に、約1周のフォーメーションラップを行う。なお、これに先立ち、競技長の裁量により約1周のウォームアップのための走行を行うことができる。フォーメーションラップ中のドライバーは、2列の隊列で低速走行し、スタートラインへ向かう。スタートライン25m手前に引かれたイエローラインを越えるまでは加速してはならない。

4. カートがスタートラインに接近する段階で赤信号が点灯する。

5. 競技長は、フォーメーションが整いイエローライン前に加速をしていないと判断した場合、赤信号を消灯してスタートの合図を行う。(略)

6. (略)

7. フォーメーションラップ中に隊列のペースを乱す者があった場合は白・黒旗が示される、またはペナルティが課される場合がある。フロントローでそれが繰り返された場合は最後尾に繰り下げられる場合がある。

8. ~ 12. (略)

## 第30条 その他競技に関する一般事項

1. 旗の信号については「カート競技会運営に関する規則」第13条に従う。但し、スタート合図は灯火信号または国旗を用いる。

なお、本選手権競技では別に定める「ニュートラリゼーション」を予選ヒートおよび決勝ヒートに適用する。

2~13. (略)

14. (略)

ただし、オーガナイザーが指定したウォーミングアップエリアにおいては、リアタイヤが地面に接地しない状態でエンジンの始動および作動が認められる。

15. ~ 17. (略)

## 第31条 (略)

## 第5章 (略)

## 第6章 ペナルティに関する事項

### 第38条 ペナルティ

1. ペナルティは次の5種がある。

1) ~ 3) (略)

4) ラップペナルティ

5) 失格 (当該タイムトライアル、ヒート、またはレースの失格)

2. ~ 5. (略)

6. 失格は次の反則行為に課せられる。 (略)

<ペナルティの例>

(1) ~ (5) (略)

(6) 服装違反 (車検時に判明した場合)

⇒当該タイムトライアル、ヒート等の失格。

(7) ~ (9) (略)

(10) フォーメーションラップ中に隊列のペースを乱した場合

⇒当該ヒートの結果に10秒加算。

(略)

(11) スタート時のフライング

⇒当該ヒートの結果に10秒加算。

(12) プッシング、極度のブロックング

⇒当該タイムトライアル、ヒート等の結果に10秒加算。

(略)

(13) (略)

(14) 黄旗時の追い抜き (公式練習、タイムトライアル)

⇒タイムトライアルで当該ドライバーが達成したベストラップタイム、セカンドラップタイムおよびサードラップタイムを抹消。

(15) ~ (23) (略)

(24) コース上に停止しコース委員の指示に従わなかった場合、また後続車両通過前に再スタートした場

合

⇒1周減算

(25) 公式練習およびタイムトライアルを除き、チェッカー後フィニッシュラインを通過したカートのフロントフェアリングが正しい装着状態でなかった場合

⇒当該ヒートの結果に5秒加算。

(26) フロントフェアリング装着に関する不正行為

⇒レース失格

(27) これらを含みその他のペナルティについては、特別規則書または公式通知等にて通知もしくは競技長によって勧告され、審査委員会により課される。

## 第7章 (略)

## 第8章 成績および賞典に関する事項

### 第42条 成績および賞典

1. 決勝ヒートの結果により決定する。

ただし、第30条15. に示す地方選手権競技の成立要件を満たしたうえで、荒天等により決勝ヒートが実施されなかった場合は、予選ヒートの結果により決定される。

2. (略)

## 第9章 得点

### 第43条 得点基準

本選手権競技会のドライバーに与えられる得点は下表aを適用する。得点は決勝ヒートの完走者のみ与えられ不完走者、失格者および不出走者には与えられない。

ただし、第42条1. に基づき予選ヒートの結果により決定された場合、下表aの得点は予選ヒート出走者のみに与えられ、不完走者、失格者および不出走者には与えられない。

(略)

## 第10章 (略)

## 第11章 その他一般事項

### 第45条 エントラントおよびドライバーの遵守事項

1. ～5. (略)

6. エントラント、ドライバーおよびピット要員が、スポーツマンらしくからぬ行為、不謹慎な言葉遣い、あるいは競技を妨害する行為をとった場合、当該競技会失格とする。

## 第46条～第50条 (略)

以上

## ニュートラリゼーション」(中立化)

### 1. 予選ヒートまたはレースの「ニュートラリゼーション」:

a) 競技長は予選ヒートまたはレースのニュートラリゼーションを決定することができる。

この手順は、コース上に妨害があった場合、またはドライバーやオフィシャルに緊急の健康被害があり、ただし予選ヒートやレースを止める判断をするには至らない状況においてのみ用いられる。

b) 予選ヒートまたはレースのニュートラリゼーションの指示が出されたら、全ての監視ポストで単独の黄旗が振られ、「SLOW」ボード(黄色地に黒で「SLOW」と書かれたボード)が掲げられ、ニュートラリゼーションが完了するまで維持されなければならない。

c) 全ての競技カートは先頭のカートの後ろに隊列でつかなければならず、追越しは厳禁とされる。追越しは、深刻な問題によりカートが減速する場合にのみ認められる。

d) ニュートラリゼーションラップの間、先頭のカートは適切な速度にてペースをコントロールし、その他の全てのカートは隊列の間隔をできるだけ詰めて保たなければならない。

e) カートはニュートラリゼーションの間に修理エリアに入ることができるが、マーシャルによる許可が出た時のみコースに復帰できる。コースに復帰したカートは、先頭カートに続くカートの隊列の最後尾につくまで適切な速度で走行しなければならない。

f) 競技長がニュートラリゼーションの終了を決定する時、「SLOW」ボードは維持され、黄旗は静止で掲示される。これが、次にラインを超えたらレースが再開されることをドライバーに知らせるサインとなる。

g) この時、先頭のカートは適切な速度で走行を続ける。オフィシャルは、ライン上で緑旗の振動掲示することによりレースの再開を合図する。予選ヒートまたはレースのニュートラリゼーションが終了し、カートがラインを超えるまで、追越しは禁止されたままである。ラインに接近した時、オフィシャルにより緑旗が振られていたら、ドライバーはスタートライン2.5m手前に引かれたイエローラインを超えて初めて加速することができる。監視ポストの黄旗と「SLOW」ボードは下げられ代わりに緑旗が振られる。これらは最大で1周の間掲示される。

h) ニュートラリゼーションの間に成立した全てのラップはレースラップとしてカウントされる。

i) ニュートラリゼーションの間にレースが終了した場合、カートは通常どおりチェッカーフラッグを受ける。

追越しは、深刻な問題によりカートが減速する場合にのみ認められる。